

平成 23 年度事業計画

当協会の主要な業務である枝肉格付事業は、国民生活に不可欠な物資である食肉の公正な価格形成と取引及び価格安定制度の的確な実施等、我が国の食肉生産・流通に不可欠で重要な役割を果たしている。このため、公正かつ厳正な食肉規格格付を実施するとともに格付技術の一層の向上及び斉一化の確保を図ることとする。

また、農林水産省から受託している「牛肉トレーサビリティ業務委託事業」及び同省からの補助事業である「家畜改良推進事業（多様な育種素材評価活用対策）」については、その適正な推進を図る等して我が国の畜産振興に資することとする。

具体的には次の事業を行うこととする。

第 1 食肉の規格格付事業（（公益目的事業）公 1）

1 牛・豚枝肉格付事業

（1）格付頭数・場所

全国 10 食肉中央卸売市場及び 21 の食肉地方卸売市場並びに全国 98 の各県基幹食肉センター等合計 129 か所において格付事業を実施する。

これら 129 か所での本年度のと畜頭数と格付計画頭数を次のとおり見込む。

（単位：頭、％）

区分 年度		牛		枝		格付率 (B)/(A)
		全国と畜頭数(A)	対前年比	格付頭数(B)	対前年比	
21年度	実績	1,215,803	99.3	1,016,464.5	100.7	83.6
22年度	実績	1,201,560	98.8	1,009,482.5	99.3	84.0
23年度	(計画)	1,165,513	97.0	979,030.0	97.0	84.0

（単位：頭、％）

区分 年度		豚		枝		格付率 (B)/(A)
		全国と畜頭数(A)	対前年比	格付頭数(B)	対前年比	
21年度	実績	17,077,760	104.6	12,657,310	105.2	74.1
22年度	実績	16,592,681	97.2	12,364,334	97.7	74.5
23年度	(計画)	16,094,900	97.0	11,990,700	97.0	74.5

(2) 職員等の採用及び配置

ア 職員

期首における職員配置は、本所は、職員 13 名、嘱託 2 名のほかに本年度新規に採用した嘱託職員 1 名を加えた計 16 名とし、また、支所・事業所では、職員 154 名、契約職員 6、嘱託職員 15 名のほかに、本年度新規に採用した職員 5 名（嘱託 1 名含む。）を加えた計 180 名とする（総計 196 名）。

イ 委嘱格付員

職員（嘱託職員、契約職員を含む。）を配置していない委嘱格付場所へ委嘱格付員 117 名を配置する。

(3) 格付事業の円滑、適正な実施

時代の趨勢に合致した取引規格に基づく格付事業を、全国同一の基準で円滑、適正に実施するために、下記の業務を行う。

ア 専門委員会

格付事業全般に係わる有識者等の広範な意見を聴く。

イ 豚肉取引規格説明会

豚肉取引規格の改正案について、説明会を開催し関係者の理解を醸成する。

ウ 支所長会議、事業所長会議

格付事業の方針等について、全国規模、ブロック単位での検討・指示の徹底等を行う。

エ 意見交換会

各地の事業所において、出荷者、流通関係者等と格付事業の円滑な実施に関する意見交換を行う。

オ 海外の食肉規格調査

海外における食肉規格格付の現状と問題点等を調査し、格付業務の円滑な実施と我が国の食肉規格の改善に資する。

(4) 格付技術の維持・向上

格付事業を全国同一の基準で円滑、適正に実施するための格付技術の維持・向上を図る目的で、下記の業務を行う。

ア 格付技術合同検討会

格付技術に係わる有識者と協会の格付技術研修担当者等が、格付技術研修の内容等についての検討を行う。

イ 格付技術研修会及び昇格試験

全ての格付員や委嘱格付員に対して、グループ単位での効率的な技術研修（新しい豚肉取引規格の改正案に基づく研修を含む。）を行うとともに格付員資格での昇格に係わる試験を行う。

ウ 委嘱格付員養成研修

新たに委嘱格付員となる者に対して格付技術の付与を行うための研修を行う。

エ 国内技術研修

格付職員を、食肉や畜産に関する技術・知識の向上等を目的とした国内技術研修に参加させる。

(5) 規格取引の普及・推進等

ア 規格取引の普及・推進

取引規格の普及・啓発のため枝肉取引規格解説書その他の資料を配布するほか、未格付の食肉センター等に対し、随時、取引規格の理解・普及に努め、規格取引の一層の普及・推進を図る。

イ 格付結果の調査・分析、格付結果証明書発行

格付結果をより経済性の高い肉畜生産指標としての活用にあ資するため、格付結果及びその要因である枝肉重量、品質並びに欠格要因等の調査分析を行い四半期ごとに公表する。

また、要請に応じて牛枝肉格付結果証明書を発行する。

ウ 消費者の理解の促進

協会の主要業務である食肉の規格格付について消費者の理解をさらに深めるために、協会のホームページの充実等を図る。

2 牛・豚部分肉格付事業

全ての部分肉認定工場における部分肉格付業務の実施について、一層の適正化に期するとともに、部分肉取引規格の普及のための啓発及び規格取引の積極的な推進を図る。

(1) 部分肉格付事業

新規認定申請のあった1工場を含む全国194の部分肉格付認定工場において格付事業を実施する。なお、部分肉格付数量は、年間35,289トンを見込む。

(2) 技術研修会の開催

認定申請工場及び既認定工場から推薦のあった委嘱格付員候補者を対象に、部分肉格付の実務について技術研修を実施する。

(3) 認定工場の巡回指導

認定工場を計画的に巡回し、適正な格付の実施に努めるとともに、格付業務未実施工場に対して格付実施の推進を図る。

(4) 規格取引の推進

規格部分肉の製造と流通を一層普及促進させるため、部分肉取引規格解説書等を配布する。

3 食肉取引円滑化推進事業 [(独) 農畜産業振興機構 補助事業]

豚肉取引規格の見直しに係る検討を行い改正案を作成するために、有識者等を参集し委員会を開催する。なお、本事業は、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響で繰越開催となった委員会（最終開催）の開催に係る事業である。

4 食肉情報等普及・啓発事業（枝肉格付職員養成）[(社) 日本食肉協議会 助成事業]

格付補助職員（格付補助員・格付員補佐）について、格付員としての資格を取得するまでの期間、実際に格付場所に配置して現場研修や大規模規格場所での集合研修を反復継続して実施する。

第2 食肉の規格格付情報の利活用事業（(公益目的事業) 公2）

1 牛肉トレーサビリティ業務委託事業 [農林水産省委託事業]

トレーサビリティ制度の確実性を担保するための事業であり、サンプル送付業務を担当する法人及び採取担当者への研修業務を担当する法人と共同で行うこととする。当協会は次の業務を担当する。

(1) サンプル採取

DNA検査に必要な照合用サンプル（肉片）を、と畜場でと畜した全ての牛の枝肉から採取する。サンプルは、サンプル送付業務を担当する法人を通じてDNA検査機関に送付する。

(2) サンプル採取場所の現地指導

サンプル採取場所の指導及び実情調査を行うため、と畜場へ巡回指導を行う。

2 家畜改良推進事業（多様な育種素材評価活用対策）〔農林水産省補助事業〕
（旧名称 肉用牛改良増殖強化対策等推進事業）

肉用牛の改良増殖の推進を目的に、肉用牛の格付情報と血統情報とを有機的に連結させ、全国の肉用牛生産者や改良組織等に提供する事業であり、本年度は肉用牛の各畜種の改良団体等と共同で実施することとする。当協会は前年度と同様次の業務を担当する。

（1）情報の収集等

肉用牛の格付情報及び同情報と血統情報とを連結させるための資料の収集・確認を行う。

（2）情報の提供

これらの中、個別情報は、要請に応じて肉用牛生産者等に提供する。また、全体情報は、集計・分析のうえ、牛枝肉格付情報として四半期及び年次、年度ごとに、中央団体及び都道府県等に配布・公表する。

第3 食肉の規格格付情報の集約事業（収益事業等（その他の事業）他1）

1 大家畜畜産経営データベースの運営に係る情報提供等事業〔(社)中央畜産会 委託事業〕（旧名称 農業競争力強化対策民間団体事業）

(社)中央畜産会が行う畜産経営体への支援対策の一環として構築した大家畜畜産経営データベースに対し、枝肉格付情報の提供等を行う。

2 肉用種雄牛個体能力調査・分析事業

（旧名称 食肉情報等普及・啓発事業（肉用牛個体能力調査・分析））

黒毛和種種雄牛の詳細な血統情報と枝肉情報とを種雄牛ごとに収集・分析し、肉用牛の育種改良に資する。

3 牛肉の「美味しさ」評価基準の基準化事業

(社)全国肉用牛振興基金協会が実施する牛肉の「美味しさ」を評価する手法（近赤外線測定装置による牛肉中の脂肪酸組成の測定）の基準化に対し、枝肉情報の提供等を行う。

第4 その他

1 個人情報の保護と適正な管理

協会が業務を推進することにより取得する個人情報については、「個人情報管理要領」及び「個人情報保護方針」に基づき、適正な管理を図る。

2 情報公開

協会の情報管理規程に基づき、ホームページ及び本所事務所に備え付けて一般に公開している情報を定期的に更新し、可能な限り最新の状態で開示する。

平成23年度事業の分類

